

令和 5 事業年度

独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定

業務報告書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

独立行政法人国際協力機構

法人番号 9010005014408

目次

1.	法人の長によるメッセージ	1
2.	法人の目的、業務内容	2
(1)	目的	2
(2)	業務内容	2
3.	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	4
4.	中期目標	5
(1)	概要	5
(2)	一定の事業等のまとまりごとの目標	5
5.	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	8
6.	中期計画及び年度計画	10
7.	持続的に適切なサービスを提供するための源泉	12
(1)	コーポレートガバナンスの状況	12
(2)	役員等の状況	14
①	役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴	14
②	会計監査人の氏名又は名称及び報酬	17
(3)	職員の状況	17
(4)	重要な施設等の整備等の状況	17
①	当年度中に完成した主要施設等	17
②	当年度において継続中の主要施設等の新設・拡充	17
③	当年度中に処分した主要施設等	17
(5)	純資産の状況	17
①	資本金の額及び出資者ごとの出資額	17
②	目的積立金の申請状況、取崩状況	17
(6)	財源の状況	18
(7)	環境社会配慮等の状況	18
(8)	法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	20
(9)	サステナビリティに関する方針及び取組の概要	25
8.	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	31
(1)	コンプライアンス	31
(2)	リスク管理	31
(3)	金融リスク管理	31
(4)	事業の安全を確保する取組	33
9.	業績の適正な評価の前提情報	35
10.	業務の成果と使用した資源との対比	36
(1)	当事業年度の主な業務成果・業務実績	36
(2)	自己評価	39
(3)	主務大臣による過年度の総合評価の状況	42
11.	予算と決算との対比	43
12.	財務諸表	44

(1)	貸借対照表	44
(2)	行政コスト計算書	44
(3)	損益計算書	45
(4)	純資産変動計算書	45
(5)	キャッシュ・フロー計算書	46
13.	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	47
(1)	貸借対照表	47
(2)	行政コスト計算書	47
(3)	損益計算書	47
(4)	純資産変動計算書	47
(5)	キャッシュ・フロー計算書	47
14.	内部統制の運用に関する情報	49
15.	法人の基本情報	50
(1)	沿革	50
(2)	設立根拠法	50
(3)	主務大臣	50
(4)	組織図（令和 6 年 3 月 31 日現在）	51
(5)	事務所の所在地（令和 6 年 3 月 31 日現在）	52
(6)	関連公益法人等の情報	54
(7)	主要な財務データの経年比較	54
(8)	翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画	55
①	予算	55
②	収支計画	56
③	資金計画	57
16.	参考情報	58
(1)	要約した財務諸表の科目の説明	58
①	貸借対照表	58
②	行政コスト計算書	58
③	損益計算書	58
④	純資産変動計算書	58
⑤	キャッシュ・フロー計算書	58
(2)	その他公表資料との関係の説明	59
	（別添）関連会社及び関連公益法人等の情報	61

1. 法人の長によるメッセージ

2024 年は、日本が 1954 年にコロンボ・プランに加盟し政府開発援助（ODA）を開始してから 70 年となる節目の年です。世界では、ロシアのウクライナ侵略やイスラエルとハマスの武力衝突など、世界の平和は脅かされ、自由で開かれた国際秩序は大きな脅威にさらされています。気候変動の影響は年々深刻さを増し、感染症の脅威、債務問題といった課題も加わり、日本を含む世界は、これらが複雑に絡み合う危機に直面しています。その結果、2030 年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）の達成も危ぶまれています。



2023 年 6 月に改定された、ODA の指針である開発協力大綱は、開発協力の指導理念として人間の安全保障を掲げました。人間の安全保障とは、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ、尊厳をもって生きる権利が保障される社会づくりを進めるという考え方です。人間の安全保障への脅威となっている各種の危機を克服するためには、多くの国や組織がそれぞれの強みを持ち寄り、新しい解決策や価値を共創しながら、連帯して取り組む必要があります。こうした取り組みが国際秩序の維持のための連帯感を醸成し、最終的に平和で繁栄した世界につながると考えています。

このような認識の下、JICA は、開発途上国の社会課題を解決することで、その国の質の高い成長と人間の安全保障の達成を後押しすべく、共に考えながら日本の強みを活かした協力を続けてきました。2023 年度は、国内外の情勢変化を踏まえ、特にウクライナの復旧・復興支援、民間企業との連携による気候変動対策、国内でも開発途上国と日本の地方自治体などとの結びつきを強化する事業や共生社会の実現に積極的に取り組みました。加えて、インド等におけるコロナ禍後のインフラ事業の順調な進捗もあり、支出額ベースで史上最大の協力実績となりました。JICA は、開発途上国の SDGs 達成を支援する組織として、JICA 自身の組織運営も見直し、サステナビリティ経営を推進しています。

今後も、様々なパートナーとの共創を進め、日本の強みを活かした魅力的な協力パッケージを積極的に提案していく所存です。こうした取り組みを通じ、人間の安全保障の実現、自由で開かれた国際秩序の維持、世界の日本への信頼の向上に貢献してまいります。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 業務内容

日本が国際協力に取り組む意義

現在、国際社会は歴史的な転換期にあります。世界の地政学的競争が激化し、また、武力の行使による一方的な現状変更の試み等、国際社会の安定と繁栄を支えてきた法の支配に基づく国際秩序や多国間主義は重大な挑戦にさらされ、国際社会の分断のリスクは深刻化しています。また、気候変動はより具体的な問題として認識され、加えて、世界中で感染症、食料・エネルギー価格の高騰、経済成長の減速と国内外の経済格差等の危機が複合的に発生しています。2023 年 6 月に改定された開発協力大綱で示されているとおり、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動に関するパリ協定等の国際的な目標の達成が危ぶまれる今こそ、日本は、平和国家、責任ある主要国として、「人間の安全保障」の理念に基づき、国際協力を牽引することが求められています。

日本は、1954 年にコロンボ・プランに加盟して以降、70 年にわたり、国際社会の平和と繁栄や地球規模課題の解決のために国際協力に取り組んできました。日本自身が戦後の復興期には国際社会の支援を受け、復興と経済成長を果たしてきた経験もあり、その過程で得た知見も生かした特徴的な国際協力を実現してきました。こうした日本の着実な取組によって多くの国々との信頼と絆が深まりました。2011 年の東日本大震災に際しては約 210 の国・地域・国際機関等からの支援が届けられました。2024 年 1 月の能登半島地震の後にも、約 220 の国・地域・国際機関からお見舞いメッセージ等が寄せられています。

今日の複合的危機の時代に日本のみで様々な課題に対処することは難しく、国際社会と共に協力し、開発途上国の開発課題や複雑化・深刻化する地球規模課題に共に対処していくことは、責任ある主要国としての責務でもあります。さらに、国際協力が目的を果たすためにいかなる効果を上げたかという点も意識し、世界と日本にとって望ましい国際環境を創出していくために、国際協力を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくことが求められています。

日本の ODA の中核を担う JICA

開発途上国の社会・経済の開発および復興・安定に寄与するため、政府をはじめ国際機関、NGO、民間企業等様々な組織や団体が国際協力を行っています。これらの国際協力のうち、政府または政府実施機関が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助（ODA）といいます。

2023 年 6 月に改定された開発協力大綱では、「人間の安全保障」が日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付けられました。また、「開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」を継承しつつ、「共創を実現するための連帯」も強調されています。開発途上国を「対等なパートナー」と捉えることは従来からの日本の特徴ですが、共助と共創で新たな価値をつくり、日本と開発途上国、

双方向で社会課題の解決策や社会的価値を環流する協力関係に向け新たな段階へと進んでいく決意を表しています。

当法人は、日本の二国間 ODA の中核を担う実施機関であり、「人間の安全保障」の実現に向け、人々の命、生活、尊厳を守り、格差が緩和された、誰も取り残さない発展を目指し、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを目指し、事業を推進しています。開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、二国間 ODA の主たる手法である「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」¹に加え、「市民参加協力」「国際緊急援助」「研究活動」「民間連携」等の様々な協力メニューを活用し、世界各地の 97 カ所に設置する海外拠点²を窓口として、世界約 140 の国・地域で事業を展開しています。

また、開発途上国と日本の地域の結節点として、各地域に 15 カ所の国内拠点²を設置しています。日本国内の各地域の特性や強みを生かして国際協力を推進するとともに、開発途上国から得られた知見や経験を日本の地域の発展にもつなげる取組や、日本国内で生活する外国人との多文化共生の取組を進めています。

開発途上国との対話・協働の場において、日本の民間企業や市民社会、地方自治体、大学・研究機関等の様々なアクターと連携し、互いの強みを生かして開発効果を最大化し、開発途上国の課題解決と同時に、国内の課題解決や経済成長にもつなげていきます。



¹ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

² 2024 年 3 月 31 日現在

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

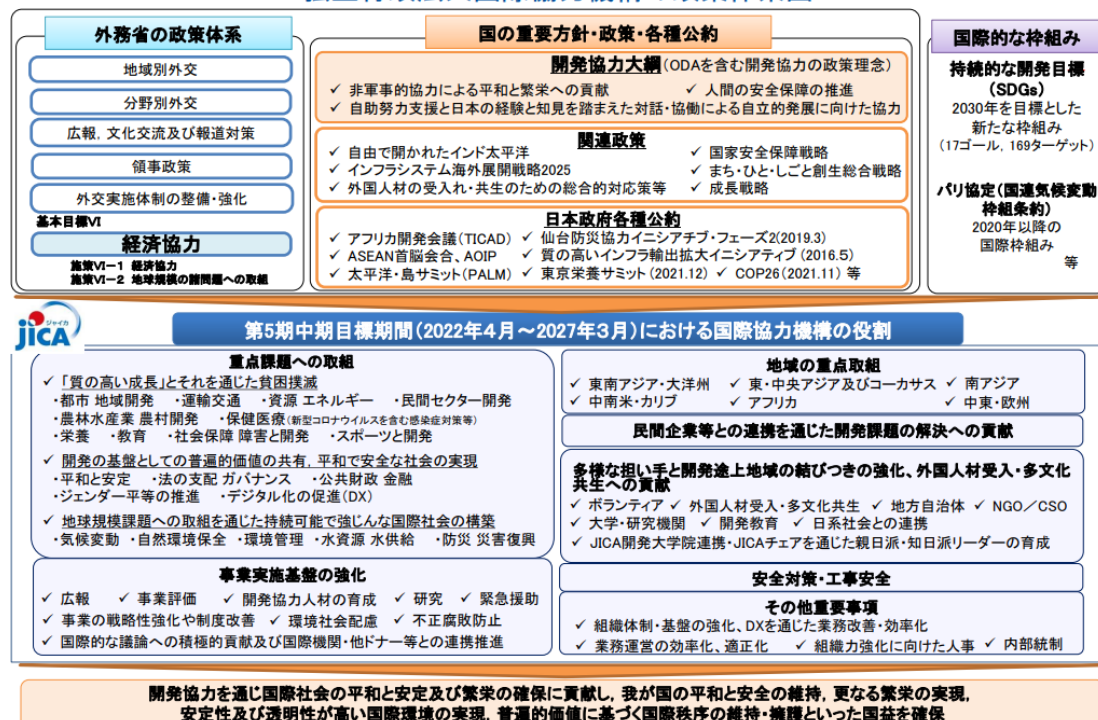
世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは日本を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは日本自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、2023年6月に改定された開発協力大綱でも示されているとおり、複合的危機を克服し、地球規模の課題に対応し、人間の安全保障を守るために、価値観の相違や利害の衝突等を乗り越えて協力することがかつてないほど求められ、開発協力の重要性が高まっています。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、その目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、日本の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、成長戦略、インフラシステム海外展開戦略2025、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等政府の重要政策へ適切に貢献するとともに、開発協力の実施を通じて、政府、関係機関、民間企業等と連携し、日本企業の海外展開や地方をはじめとする日本社会の国際化・活性化にも貢献することが期待されます。

（出典：独立行政法人国際協力機構中期目標³）

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4. 中期目標

(1) 概要

中期目標は、法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。令和4年度より開始した当法人の第5期中期目標（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、当法人の[中期目標](#)をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまりごとの目標は、以下のとおりです。

○ 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保

持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。

- 都市・地域開発
- 運輸交通
- 資源・エネルギー
- 民間セクター開発
- 農林水産業・農村開発

○ 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進

人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取組の相乗効果を高めることを重視する。

- 保健医療
- 栄養
- 教育
- 社会保障・障害と開発
- スポーツと開発

○ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。

- 平和と安定
- 法の支配・ガバナンス
- 公共財政・金融
- ジェンダー平等の推進
- デジタル化の推進（DX）

○ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相乗効果の最大化を重視する。

- 気候変動
- 自然環境保全
- 環境管理
- 水資源・水供給
- 防災・災害復興

○ 地域の重点取組

各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応して開発協力事業を実施することにより、効果的かつ戦略的に開発途上地域の開発の支援を行う。また、各国との中長期的な関係強化に向け、親日派・知日派のリーダーとしての活躍が期待される人材を育成する。その際、地域統合や地域連結性の向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援・格差是正・中所得国のわなといった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長、防災・感染症・環境・気候変動等グローバルな課題への対応を重視する。

○ JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

人間の安全保障を推進し、法の支配を始めとする共通の価値や原則に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA 開発大学院連携や「JICA 日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs 達成を含め開発途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を行う。その際、我が国の開発と ODA として他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材との継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相乗効果の発現を重視する。

○ 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等）や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む我が国企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。

○ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

国内の多様な担い手やJICA海外協力隊が有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を集めつつ、国民等による開発協力への参加を促進する。その際、以下に示すとおり、開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び外国人材の適正な受入並びに多文化共生社会の構築への貢献、開発協力への各層の理解向上、日系社会との連携強化を重視する。

- JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）
- 外国人材受入・多文化共生
- 地方自治体との連携
- NGO/CSO との連携
- 大学・研究機関との連携
- 開発教育
- 日系社会との連携

○ 事業実施基盤の強化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、特に以下の取組を通じて事業実施基盤の強化を促進する。

- 広報
- 事業評価
- 開発協力人材の育成
- 研究
- 緊急援助
- 事業の戦略性強化や制度改善
- 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携促進
- 環境社会配慮
- 不正腐敗防止

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は2021年度に、SDGsの切り口であるProsperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）に沿った20の課題別事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を設定し、中長期的な目標や取組を明確にすることで事業の戦略性を強化しています。日本の国内や国際社会の多様なパートナーと共にこの課題別事業戦略に取り組むことで、開発途上国と日本社会双方のSDGsの達成に貢献していきます。

持続可能な社会の実現に向けた取組

近年世界では、気候変動、感染症の蔓延、頻発する紛争等、多くの生命が脅かされる深刻な問題が同時多発的に発生しており、特に開発途上国の弱い立場の人々が深刻な影響を受けています。これらの困難に直面し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成が危ぶまれるなか、国際社会が多様な力を結集して、持続可能な社会の実現に取り組んでいくことがより一層、重要になっています。

当法人は、2023年6月に改定された開発協力大綱の中で指導理念に位置付けられた「人間の安全保障」の実現に向け、質の高い成長、平和と安定・法の支配、地球規模課題の重点政策に取り組み、幅広いパートナーと共にSDGsの達成に貢献すべく、20の課題別事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を設定しています。

多様なパートナーとの協働・共創

世界が直面する課題が複雑さを増し、SDGsの達成に向けた取組を加速していくことが求められるなか、民間企業、研究機関、市民団体等の幅広いパートナーと力を合わせて、地球規模課題の解決策を共創する必要性が高まっています。

当法人は中長期的な課題や目標に多様なパートナーと共に取り組む場としてのプラットフォームを構築もしくはそれに参加し、知識やアイデア、人材等様々なリソースを結集して持続可能な社会の共創を目指します。また、資金の動員や民間企業によるビジネスを通じた地球規模課題への取組を促進する環境も整備することで、共創の「うねり」を広げていきます。

インパクトの最大化に向けたJICAの役割



6. 中期計画及び年度計画

当法人は、独立行政法人通則法に基づき、中期目標を達成するための中期計画と同計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と令和 5 年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。詳細については、当法人の[中期計画](#)及び[年度計画](#)をご参照ください。

中期計画	2023 年度（令和 5 年度）計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア	都市・地域開発
イ	運輸交通
ウ	資源・エネルギー
エ	民間セクター開発
オ	農林水産業・農村開発
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア	保健医療
イ	栄養
ウ	教育
エ	社会保障・障害と開発
オ	スポーツと開発
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	
ア	平和と安定
イ	法の支配・ガバナンス
ウ	公共財政・金融
エ	ジェンダー平等の推進
オ	デジタル化の促進（DX）
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	
ア	気候変動
イ	自然環境保全
ウ	環境管理
エ	水資源・水供給
オ	防災・災害復興
(5) 地域の重点取組	
ア	東南アジア・大洋州地域
イ	東・中央アジア及びコーカサス地域
ウ	南アジア地域
エ	中南米・カリブ地域
オ	アフリカ地域
カ	中東・欧州地域
(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
(8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献	
ア	JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）
イ	外国人材受入・多文化共生
ウ	地方自治体との連携
エ	NGO/CSO との連携
オ	大学・研究機関との連携

カ	開発教育
キ	日系社会との連携
(9)	事業実施基盤の強化
ア	広報
イ	事業評価
ウ	開発協力人材の育成
エ	研究
オ	緊急援助
カ	事業の戦略性強化や制度改善
キ	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
ク	環境社会配慮
ケ	不正腐敗防止
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)	組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化
(2)	業務運営の効率化、適正化
ア	経費
イ	人件費
ウ	保有資産
エ	調達
3. 財務内容の改善に関する事項	
4. 安全対策・工事安全に関する事項	
5. その他業務運営に関する重要事項	
(1)	内部統制
ア	内部統制の整備及び運用
イ	組織運営に係るリスクの評価と対応
ウ	内部監査の実施
エ	機構内及び外部からの情報伝達体制の確保
オ	情報セキュリティへの対応
6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
7. 短期借入金の限度額	
8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1)	施設及び設備に関する計画
(2)	組織力強化に向けた人事
(3)	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
(4)	中期目標期間を超える債務負担

(1) コーポレートガバナンスの状況

当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制を含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

また、監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を検証しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、業務の方法について基本的事項を定めた「独立行政法人国際協力機構業務方法書」を整備し、また、内部統制の取組方針を「JICA における内部統制」として取りまとめて公開し、内部統制に関する意識の向上と取組の強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議等を行っています。



情報セキュリティ・個人情報保護

当法人では、情報セキュリティと個人情報保護に係る規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和5年度版）を踏まえて内部規程を定め、対策を推進しています。また、次期の情報システム基盤や情報通信網の整備に向けて、サイバー攻撃等のリスクへの対策を強化しています。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）の改正および統一基準群の改正に伴い、内部規程を改正しました。

情報セキュリティや個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員等向けの訓練や研修、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム（CSIRT）の体制強化等、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。

[関連情報 JICA ウェブサイト > 個人情報保護制度](#)

情報公開

当法人では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICA ウェブサイト等で、組織や業務、財務に関する情報、その評価や監査に関する情報、調達や契約に関する情報、関連法人に関する情報等を公開しています。

組織・業務運営の改善への取組

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

2023年度は、前年度のサステナビリティ委員会設置に続き、最高サステナビリティ責任者（CSO）及びサステナビリティ推進担当特命審議役を新たに置くとともに、関係部署を再編しサステナビリティ推進室を新設し、組織横断的なリーダーシップを発揮して、サステナビリティ推進における重要課題に組織が一体的に対応する体制を確立しました。また、法務・コンプライアンス担当特命審議役を新たに設置し、組織内の法務・コンプライアンス業務の一層の機能強化を進めました。

2022年2月のロシアによる侵攻を受けたウクライナや周辺国への支援業務が増加するなか、現地の事業実施体制の強化を目的としてウクライナ事務所を新たに設置しました。さらに、新型コロナウイルス感染症対応の経験・教訓を踏まえて、健康危機にぜい弱な開発途上国が重要な課題に対処することを支援するために、人間開発部にグローバルヘルsteamを設置しました。ウクライナをはじめグローバルな複合的危機が高まりつつある状況下で緊急的な無償資金協力案件を迅速に形成し実施するため、資金協力業務部内に新たに実施監理第四課を設置しました。

業務運営の効率化・適正化

当法人は、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向けた固定的経費の削減等による経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し等を進めています。

(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(2024 年 3 月 31 日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	田中明彦	自 2022 年 4 月 1 日 至 2027 年 3 月 31 日		1984 年 4 月 東京大学教養学部助教授 2009 年 4 月 東京大学副学長 2012 年 4 月 独立行政法人国際協力機構 理事長 2015 年 10 月 東京大学東洋文化研究所教授 2017 年 4 月 政策研究大学院大学長
副理事長	山田順一	自 2020 年 5 月 23 日 至 2024 年 5 月 22 日		1982 年 4 月 海外経済協力基金採用 2013 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 上級審議役 2017 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 理事
理事 (常勤)	井本佐智子	自 2021 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日 (再任)	南アジア部 (南ア ジア第二課、南ア ジア第三課) 東・中央アジア部 人間開発部 経済開発部	1993 年 4 月 国際協力事業団採用 2020 年 4 月 独立行政法人国際協力機構 広報室長
理事 (常勤)	安藤直樹	自 2022 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	情報システム部 (CISO) アフリカ部 中東・欧州部 資金協力業務部 企画部業務の支援	1987 年 4 月 国際協力事業団採用 2020 年 5 月 独立行政法人国際協力機構 企画部長

理事 (常勤)	宮崎桂	自 2022 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	中南米部 ガバナンス・平和 構築部 評価部 青年海外協力隊事 務局 国際緊急援助隊事 務局	1992 年 1 月 国際協力事業団採用 2020 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 ガバナンス・平和構築部長
理事 (常勤)	井倉義伸	自 2022 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日	安全管理部 国内事業部 調達・派遣業務部 労務及び福利厚生 業務	1986 年 4 月 国際協力事業団採用 2019 年 2 月 独立行政法人国際協力機構 人事部長
理事 (常勤)	大場雄一	自 2023 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	総務部 情報システム部 (CIO) 広報部 人事部 企画部	1993 年 4 月 建設省入省（後に外務省に 転籍） 2021 年 9 月 在タイ日本国大使館 次席 公使・国連 ESCAP 常駐代表
理事 (常勤)	川村謙一	自 2023 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	地球環境部 社会基盤部 インフラ技術業務 部	1990 年 4 月 建設省入省 2021 年 7 月 国土交通省水管理・国土保 全局水資源部水資源計画課 長 兼 内閣官房 水循環政策本 部事務局参事官
理事 (常勤)	廿枝幹雄	自 2023 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	東南アジア・大洋 州部 南アジア部（南ア ジア第二課、南ア ジア第三課を除 く。） 民間連携事業部 インフラ輸出業務 の支援 企画部業務の支援	1988 年 4 月 海外経済協力基金採用 2022 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 上級審議役

理事 (常勤)	八原正夫	自 2023 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	財務部 審査部 金融リスク管理業 務 管理部	1992 年 4 月 大蔵省入省 2020 年 11 月 経済協力開発機構金融企業 局金融調査・域外国支援室 長
監事 (常勤)	佐野景子	自 2022 年 7 月 1 日 至 ※参照		1996 年 1 月 国際協力事業団採用 2021 年 2 月 独立行政法人国際協力機構 経済開発部長
監事 (常勤)	関口典子	自 2022 年 7 月 1 日 至 ※参照		1994 年 3 月 公認会計士登録 2010 年 11 月 関口典子公認会計士事務所 代表
監事 (非常勤)	赤羽貴	自 2022 年 12 月 1 日 至 ※参照		1989 年 4 月 弁護士登録、アンダーソ ン・毛利・ラビノウィッツ 法律事務所入所 1999 年 10 月 アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 パートナー

なお、独立行政法人国際協力機構法第 7 条に基づく役員の定数並びに同法第 9 条及び独立行政法人通則法第 21 条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1 人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1 人	4 年
理事	8 人以内	2 年
監事	3 人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ54百万円及び130百万円です。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和5年度末において1,979人（前期末比11人増加）であり、平均年齢は43.86歳（前期末43.61歳）となっています。このうち、国等からの出向者は29人、令和5年度の退職者は28人です。

女性管理職割合、男女の賃金の差異、男女別の育児休業取得率等、女性活躍推進法や育児・介護休業法に基づき公表している指標については（8）法人の強みや基盤を維持していくための源泉で記載しております。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度中に完成した主要施設等

なし

② 当年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度中に処分した主要施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,296,278	47,840	-	8,344,118
資本金合計	8,296,278	47,840	-	8,344,118

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

なし

(6) 財源の状況

財源の内訳

借入先及び借入額の状況

(単位：百万円)

借入先及び借入額の状況	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
財政融資資金借入金	754,200	667,500	614,400	524,100	1,024,700	1,024,700	1,449,100	1,449,100
債券発行	146,000	113,495	204,000	123,271	198,000	194,841	305,500	231,648
回収金等によるその他自己資金	698,360	606,317	634,580	693,788	651,210	523,271	497,560	444,265
政府一般会計からの出資金	51,440	51,440	47,020	47,020	47,090	47,090	47,840	47,840
合計	1,650,000	1,438,752	1,500,000	1,388,178	1,921,000	1,789,902	2,300,000	2,172,853

事業計画及び実績推移

(単位：百万円)

事業計画及び実績推移	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
円借款	1,594,000	1,355,986	1,440,000	1,286,023	1,831,000	1,690,407	2,115,000	1,974,104
海外投融资	56,000	82,766	60,000	102,155	90,000	99,496	185,000	198,749
合計	1,650,000	1,438,752	1,500,000	1,388,178	1,921,000	1,789,902	2,300,000	2,172,853

令和2年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第1号（2020年4月30日成立）及び第3号（2021年1月28日成立）を反映したもの。

令和4年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第2号（2022年11月8日成立）を反映したもの。

令和5年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第1号（2023年11月29日成立）を反映したもの。

(7) 環境社会配慮等の状況

ガイドラインと異議申立手続要綱

当法人は、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を定め、これらに基づき、環境社会配慮確認を行っています。

事業実施に際しては、このガイドラインの下、プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行います。また、現地の住民からの異議を受け付け、ガイドラインが遵守されていない恐れがある場合には、調査や調整を行う異議申立制度を整備しています。

2022年1月に12年ぶりにガイドラインを改正し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取組を盛り込みました。また、事業計画の早期の段階で対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加が確保されるよう、世界銀行等の国際機関の対応を踏まえ、従来の取組指針の拡充・見直しを行っています。

ガイドラインの改正に併せて、異議申立手続要綱についても、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、申立要件の見直しによるアクセス向上等の観点から改正しました。

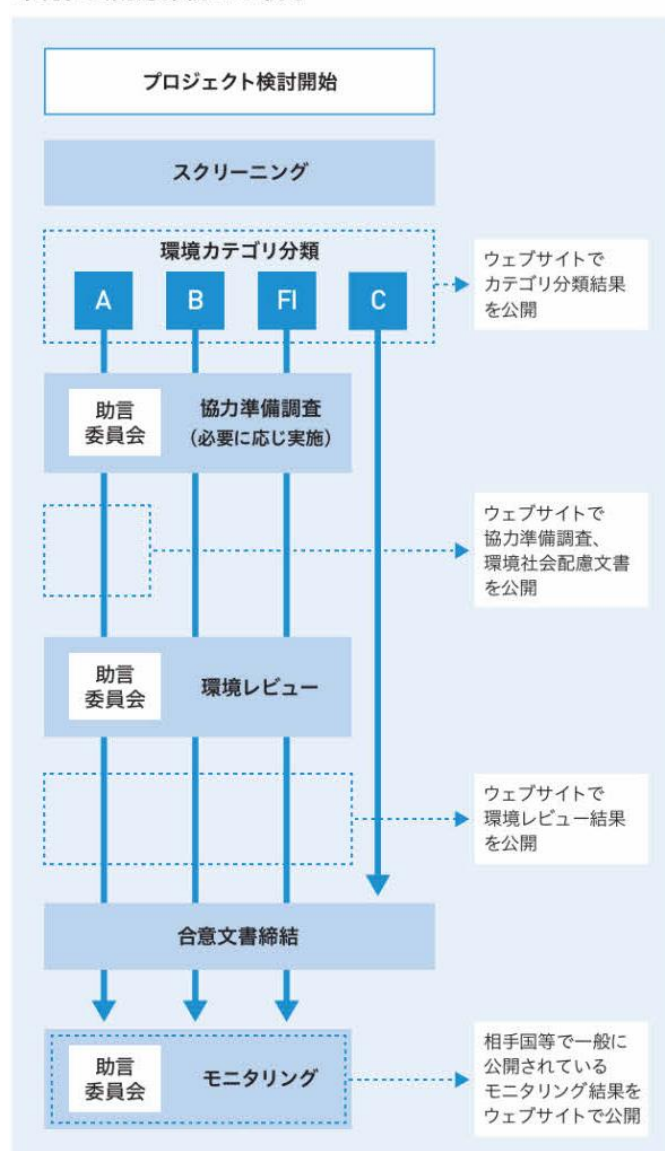
環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

環境社会配慮確認のプロセスは、①環境や社会への影響度合いに応じて 4 つのカテゴリーに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③事業実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の 3 つの工程からなります。

各工程において、説明責任と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家からなる「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任を確保するため、同助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。

環境社会配慮確認の手続き



(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

「信頼で世界をつなぐ」ために

当法人のビジョン「信頼で世界をつなぐ」を実践するため、「共創」、「革新」、「使命感」、「現場」、「大局観」という 5 つのアクションに共感し、それらを体現する人材の育成を人事制度の中心に据えています。その上で、以下に掲げる 3 つの側面を柱として、様々な取組を行っています。

1 つ目の「ダイバーシティを体現する人材」という側面では、世界中の国・地域で、様々な分野・形態にわたる協力事業を展開する JICA 自身が多様性を持ち、それを尊ぶ組織であるために、あらゆる職員が生き生きと働き続けやすい環境づくりに取り組んでいます。2 つ目の「学びと挑戦による成長支援」という側面では、時々刻々と情勢が変化し、課題も複雑化していく世界に対峙するために、当法人で働く全員がミッションとビジョンを共有した上で、基礎的な能力を獲得し、また自律的に能力開発やキャリア形成を進められるよう支援する施策を強化しています。3 つ目の「健康経営と健全な職場環境」という側面では、当法人の職員がそれぞれの能力を最大限に発揮できるよう、安心して健康に働ける職場環境づくりに取り組んでいます。

ダイバーシティを体現する人材

育児・介護等と両立しやすい環境の整備

仕事と育児や介護を両立できる環境の整備に向けて、休職・短時間勤務制度を設けるとともに、当事者がつながり支え合える体験を共有する場の提供等も推進しています。男性職員の育児休業取得率も年々上昇しており、2023 年度には 50%を超えました。これらについては、人事担当理事を委員長とする「次世代育成及び女性活躍行動計画推進委員会」で状況をモニタリングし、さらなる充実化を図っています。

当法人では、職員が国内外の様々な環境で活躍しています。一方で、それぞれの事情に合わせた働き方を選択できるよう、転勤に支障がある職員向けに勤務地を東京都内に限定する制度や、配偶者の海外転勤に伴う休職制度も設けています。さらに、時差出勤や在宅勤務の制度により柔軟な働き方を支えています。

	2022 年度	2023 年度
育児休業取得率		
・ 女性	61.5%	61.0%
・ 男性	19.0%	57.9%
勤務地限定認定者数	67 人	66 人
配偶者同伴休職取得者数	10 人	11 人
在宅勤務率（本邦／勤務日ベース）	24.0%	19.0%
自発的離職率（無期雇用者）	3.1%	3.5%

多様な人材の活躍（女性・障害者等）

女性の活躍推進に関して、当法人の女性管理職比率は 2023 年度末時点で 26.9%であり、「次世代育成支援及び女性活躍推進に向けた行動計画」で定めた2026年度末までに27%以上にすると目標に向け、さらに取組を進めています。また、経営層からの発信や研修を通じた意識啓発、個別面談によるサポート等、自分らしいキャリアを選択しやすい環境整備も進めています。当法人では賃金体系での性別差異は設けておらず、女性管理職比率の増加に伴い男女の賃金格差は縮小していく見込みです。

また、障害者差別解消推進についてもダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進の一環として、対応要領を策定し、本部、国内拠点、海外拠点の各部署に相談窓口を設置し、障害者差別解消推進担当を配置しているほか、合理的配慮に係るナレッジ発信や研修等を行っています。さらに、本部及び国内拠点に加えて海外拠点のバリアフリー化にも取組、働きやすい環境づくりを図りながら、障害のある方々が積極的に働ける雇用機会の創出を推進しています。

世界約 100 の国・地域に拠点を持つ当法人にとり、各海外拠点で働く現地スタッフも組織の重要な一員です。2023 年 7 月には現地スタッフ向けの研修情報をまとめたポータルサイトを開設する等、皆がやりがいを持ち、活躍し続けられる組織となるよう、取組を進めています。

さらに、平均寿命の伸長や高齢化の進展を踏まえ、シニアを含む全ての世代が活躍できる組織づくりを行っています。2023 年度から定年年齢を段階的に引き上げ、シニア人材が豊富な知識や多様な経験を、若手職員の育成や外部アクターとの共創の拡大・深化等へ最大限に生かしながら、活力を持って働き続けられるよう、制度設計を行っています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
女性比率 役員	7.7%	30.8%	30.8%
管理職 ⁴	22.2%	23.2%	26.9%
全体（全職制）	45.8%	46.2%	47.5%
在外職員（全職制）	33.1%	36.3%	41.0%

	2022 年度	2023 年度
男女間賃金格差 ⁵	80.3%	81.8%
障害者雇用率	2.5%	2.5%
年齢構成（全職制） 20 代	8.4%	8.6%
30 代	26.5%	25.1%
40 代	31.4%	30.6%
50 代	24.9%	26.2%
60 代以上	8.8%	9.5%

⁴ 2026 年度末までに 27%以上を目標としています。

⁵ 男性の賃金水準を 100%とした場合の女性の水準です。

高まる人材流動性への対応

多様で複雑な開発課題に取り組むためには、様々な経歴を持つ人材が活躍しやすい環境づくりが必要不可欠ですが、日本社会全体で人材の流動性が高まるなか、その重要性がより一層高まっています。社会人採用や有期職制の職員が早期に職場に馴染み活躍できるよう、組織横断的に新規入構者をサポートすべく、2022 年度から「オンボーディング強化プロジェクト」を立ち上げ、オリエンテーションやメンター制度、交流会等の支援メニューの拡充に取り組んでいます。

また、多様な人材に選ばれ続ける魅力的な職場であるために、有期雇用制度をいわゆるジョブ型へと大幅に見直し、各種制度や職務レベルに応じた処遇設定等を整備したほか、有期職制職員向けのキャリアサポートにも取り組んでいます。有期職制から無期職制への内部登用制度も設けており、この制度を活用した多くの職員が即戦力として活躍しています。

	2022 年度	2023 年度
社会人採用比率	42.0%	43.4%
有期職制向けキャリアデザインワークショップ参加者数	42 人	40 人
入構オリエンテーション参加者数	218 人	313 人
内部登用者数	44 人	24 人

学びと挑戦による成長支援

組織文化づくり

新たな価値の創出をリードできる人材を育成していくための組織文化づくりに取り組んでいます。例えば若手の成長支援を強化するため、30 歳ごろの到達を見込んだ基準人材像を基に、研修プログラムの拡充や指導体制の強化を行っています。また、「共創」、「革新」、「使命感」、「現場」、「大局観」、の 5 つのアクションが職員一人一人の日々の行動の指針となるよう、それらに根差したリーダーシップ項目を 2023 年度より評価基準に組み込んでいます。

国際協力のプロとしてのスキル獲得

当法人で働く上で必要となる基礎的な能力やスキルの獲得に向け、事業等の基礎知識を常時学べる「JICA アカデミー」や職階別研修、コアスキル研修等のプログラムを構築しています。また、データサイエンスを組織運営上の重要課題と捉え、2022 年度より先進人材の育成に向けたプログラムを策定しています。さらに、「現場力」の醸成を目的として新入職員を海外の現場に約 3 カ月間、国内拠点に 2 週間派遣する OJT (On the Job Training) を実施しており、2022 年度と 2023 年度には計 117 人の新入職員を派遣しました。海外拠点への赴任の機会も入構後早期から設けています。

	2022 年度	2023 年度
職階別研修参加者数	503 人	450 人
コアスキル研修参加者数		
・ 国際マクロ経済・財務分析	90 人	75 人
・ プロジェクト管理	114 人	170 人
総合職職員入構 5 年以内在外赴任率 ⁶		
・ 新卒採用	67.6%	89.7%
・ 社会人採用	76.7%	65.2%

自律的な能力開発・キャリア形成支援

当法人では日常的なメンタリングのほか、意向調査や評価面談、キャリアコンサルティングの機会を通じ、一人一人の自律的な能力開発やキャリア形成を後押ししています。それを支える制度として、所属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や社内インターン制度を設けているほか、組織内公募ポストの拡充を図っています。

当法人外との「他流試合」も重視しており、省庁や民間企業、大学、自治体、国際機関等へ出向者を送り出すとともに、職員自らが希望する研修機関を選定する実務経験型専門研修制度のほか、兼業制度も設けています。さらに、修士・博士号を取得するための長期研修制度や外国語習得、公的資格取得のための自己研鑽補助制度も設け、主体的な能力開発を支援しており、これらの取組を大幅に拡充・強化する方針です。

	2022 年度	2023 年度
10%共有ルール活用率	19.2%	19.2%
組織内公募ポスト数	61 ポスト	107 ポスト
出向者（送出）数 ⁷	97 人	86 人
実務経験型専門研修参加者数	2 人	2 人
兼業者数	73 人	109 人
海外長期研修派遣者数 ⁸	29 人	27 人

健康経営と健全な職場環境

労使関係と労務・健康管理

健全な労使関係を維持すべく、団体交渉や事務折衝に加え、理事長を含む役員と労働組合執行委員との直接対話も行っています。また、過重労働を防止し、業務効率の維持や向上を図る観点から、休暇取得の促進、適切な業務実態の把握と超過勤務の抑制に取り組んでいます。具体策として、パソコンのログオン・ログオフ時刻を記録するほか、部署別の超過勤務状況を毎月組織内で公開しています。

また当法人では、必ずしも医療体制が整っていない開発途上国での勤務や出張も多いため、健康管理は特に重要です。法定の健康診断、ストレスチェック、産業医による助言と指導、感染症予防に関する

⁶ 母数に育児休業等の休職取得者も含んでいます。

⁷ 前年度からの継続派遣者も含む当該年度の延べ派遣人数です。

⁸ 前年度からの継続派遣者も含む当該年度の延べ派遣人数です。

啓発等に加え、病気休暇や休職制度の整備、円滑な職場復帰支援等に取り組んでいます。

海外赴任に際しては、JICA 国際協力共済会によって赴任先での病気や怪我の治療費の補助、緊急移送等をサポートするとともに、赴任者全員に対し、研修を通じて海外での健康管理方法を指導しています。

	2022 年度	2023 年度
休暇平均取得日数（本邦） ⁹		
・ 年次有給休暇（20 日/年度付与）	13.48 日	13.57 日
・ 夏期休暇（7 日/年度付与）	6.36 日	6.39 日
ストレスチェック受検率	89.9%	87.8%
ラインケア研修受講者数（管理職向け）	142 人	277 人

ハラスメント防止・対応

当法人では、ハラスメント行為を就業規則で禁止するとともに、理事長によるメッセージを発信し、ハラスメント防止および対応に関するガイドラインを策定しています。加えて、組織内外に相談窓口を設置し、ハラスメントが発生した際には速やかな事実確認を行い、その結果を踏まえ行為者への注意・指導及び処分を含めた問題の解決を図っています。また、各種職階別研修や海外赴任前研修で注意喚起を行い、ハラスメントを許さない職場づくりに取り組んでいます。

	2022 年度	2023 年度
ハラスメントに関する回答平均値	4.29	4.43

※定点头意識調査（5 段階回答）。平均値が高いほど該当する行為が少ないと考えていることを示しています。

エンゲージメント

当法人で働く職員の声をくみ取り改善へとつなげるため、現地スタッフを含む全員を対象に毎年定点头意識調査を実施しています。また、「風通し促進キャンペーン」を通じ若手職員と役員が双方向でコミュニケーションを図る機会を設けています。今後もさらなるエンゲージメントの向上に向け、人的資本にまつわる各種施策の改善と強化に取り組んでいきます。

	2022 年度	2023 年度
自分は、JICA のビジョンに共感している	4.22	4.23
JICA は、自分にとって働きがいのある組織である	3.96	3.99
人事制度は、JICA のミッション・ビジョンの実現につながる制度である	3.38	3.38

※定点头意識調査（5 段階回答）。平均値が高いほど賛同している度合いが高いと考えていることを示しています。

開発協力人材の養成・確保

当法人では、学生や社会人向けに実務機会を提供する国内外でのインターンシッププログラムのほか、国際協力の潮流や新たな課題に関する知識の習得を目指す能力強化研修等、幅広く開発協力人材の養成

⁹ 年度途中の採用者や有期および非常勤の雇用者は付与日数が異なります。

に資する機会を提供しています。

また、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」は、当法人のみならず国際機関、開発コンサルタント、NGO／NPO、自治体、大学、民間企業等、2,600 団体以上の求人・インターン情報、研修・イベント情報を一元的に発信し、開発協力業界の人材プラットフォームとなっています。当法人の事業の現場で活躍する専門家や海外拠点で事業形成や実施監理を担う企画調査員、卓越した専門分野の知見を生かし事業の質の向上に貢献する国際協力専門員や特別嘱託についても、PARTNER を活用して募集を行い、人材の確保に努めています。

2023 年度の実績

人材確保	国際協力専門員数	特別嘱託数	公募・推薦審査による専門家数 (企画調査員は含まず)	
	110 人	51 人	529 人 ¹⁰	
人材養成	インターンシップ プログラムによる インターン数	ジュニア専門員数	能力強化研修 受講者数	専門家 赴任前研修 受講者数
	155 人	35 人	516 人	213 人
国際協力キャリア 総合情報サイト (PARTNER)	PARTNER 登録者数 (累計)	登録団体数 (累計)	求人、研修・セミナー 情報提供件数	キャリア 相談件数
	83,062 人	2,106 団体	4,909 件	214 件

(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要

推進体制

当法人は、気候変動対策を含むサステナビリティを組織運営や事業の中で推進するため「サステナビリティ委員会」を設置し、重要課題を審議しています。また、「JICA サステナビリティ方針」の下、最高サステナビリティ責任者（CSO）や企画部サステナビリティ推進室が組織横断的な取組を推進しています。

当法人は、協力する事業について、実施前の事前評価から実施段階でのモニタリング、終了後の事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組によるモニタリングや評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています。

また、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を定め、審査部が運用を担当しています。異議申立に関しては、環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局を設置しており、異議申立の内容は、事業担当部から独立した異議申立審査役によって審査されます。（18 ページを参照）

¹⁰ 公募・推薦審査による専門家（短期・長期）のうち 2023 年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家等は含みません。

戦略

JICA として目指すもの

国際社会にとり、気候変動への対応は喫緊の課題という認識が一層高まっています。なかでも開発途上国では、気象関連災害の頻発・激甚化、異常気象による食料難や水不足の発生、海面上昇や干ばつによる気候難民の増加等、多大な影響が生じています。

気候変動には、ある一定の閾値を超えると不可逆的な影響が一気に進行する転換点を意味するティッピングポイントがあり、これを超えないためには、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5℃までに抑える必要があるとされています。2015 年の国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定の中にはこの「1.5℃目標」¹¹が盛り込まれ、それを達成するため、2050 年に向けて温室効果ガス（GHG）排出量を実質ゼロにする「ネットゼロ目標」を表明する国・地域が増えています。

そのような中、日本政府は 2020 年に「2050 年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを宣言しており、2023 年に改定された開発協力大綱にも「我が国の開発協力をパリ協定の目標に整合させる」という方針が掲げられています。

これらを踏まえ、当法人は 2023 年 10 月に「JICA サステナビリティ方針」を策定し、「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施すること」および「2030 年までに組織のカーボンニュートラル達成」¹²を目指すこととしました。現在、全新規事業をパリ協定に整合させるための準備を進めるとともに、組織のカーボンニュートラル達成に向けた移行計画の策定に着手しています。なかでも組織のカーボンニュートラルに関しては、当法人で使用する電力を 2030 年までに再生可能エネルギー100%とすることを目指しています。

気候に関連するリスク

TCFD¹³提言では、気候に関連するリスクを、気候の変化によって以前よりも頻発・激甚化する暴風雨や洪水氾濫、土砂災害、水不足・干ばつ、海面上昇等の物理的な影響に伴う「物理リスク」と、気候変動対策関連の規制強化や低炭素社会への移行に際して生じる「移行リスク」の2つのリスクに大別しています。当法人ではそれぞれのリスクが事業および組織へ与える影響を検討し、管理すべき具体的なリスクを整理・特定しています。今後も、内外環境の変化に応じて管理すべき具体的なリスクの見直しを行っていきます。

¹¹ パリ協定で合意された世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち 1.5℃に抑える努力を追求するという目標。

¹² 対象は Scope1 および 2（本部・国内拠点のみで在外拠点は段階的に検討）。

¹³ 気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）

リスク分類	想定される主なリスクの事例
物理リスクが開発途上国の開発に与える影響	● 事業の開発効果の低減
移行リスクが事業および組織に与える影響	● 関連法令違反・訴訟等 ● 炭素関連税制及び炭素排出量報告義務化・強化への不十分な対応 ● 排出権取引、規制強化への不十分な対応 ● パリ協定や生物多様性条約等と整合しない技術の選択 ● 既存技術の有用性の低下、新規技術の未定着 ● 原材料の価格高騰・入手困難（支援の継続・展開困難） ● 組織に対する信頼の低下
物理リスク・移行リスクが金融・財務面等に与える影響	● 資金調達の困難化 ● 有償資金協力勘定における金融リスクの増大
物理リスクが上記以外の事業・組織運営に与える影響	● 保有する施設への損害発生 ● JICA 関係者の感染症等の増加

気候に関連する機会

当法人は気候変動のリスクを持続可能な世界の実現に向けた新たな協働・共創の機会に転換させることができると考えています。

例えば、開発途上国における気候変動への適応策や、カーボンニュートラル社会へのトランジションにむけた取組の必要性が増大しています。この中で、気候変動対策関連の政策づくりやそれらの施行、防災や農業等の気候変動への適応対応、エネルギー、公共交通等温室効果ガス排出削減に資する質の高いインフラ投資等の協力の機会が広がってきています。加えて、世界的に気候変動への関心と取組が拡大しており、国内外の様々なステークホルダーが開発課題の解決に取り組んでいます。当法人はこれまでの経験や知見を活かし、これらのステークホルダーとの共創をさらに促進し、持続可能な世界の実現に向けて貢献していきます。

気候に関連するリスクの管理

当法人は、気候に関連するリスクを主要なリスクの1つとして、リスク管理の枠組みに組み込んでいます。内部統制担当理事を委員長とする「リスク管理委員会」では、気候に関連するリスクを含めたリスクの評価と対応に必要な事項を確認・検討しています。

また、有償資金協力勘定の金融リスクについては、金融リスク管理担当理事を委員長とする「有償資金協力勘定リスク管理委員会」が管理しています。委員会では、2023 年度に気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）が公表するシナリオを踏まえたシナリオ分析によるリスクの把握を試行しており、今後も気候に関連するリスク管理のあり方を検討していきます。

さらに、個別事業においては、環境社会配慮のプロセスを通じてリスクを特定し解決できるよう、

「環境社会配慮ガイドライン」を遵守しています。また、気候変動対策支援ツール「JICA Climate-FIT」を活用し、案件形成段階でハザードや暴露、ぜい弱性といった気候に関連するリスクの特定と評価を行い、対応策を検討しています。

JICA グローバル・アジェンダ「気候変動」

「パリ協定の実施促進」クラスター¹⁴

多くの開発途上国では、パリ協定に規定された GHG の排出削減や気候変動への適応力を強化するための資金やノウハウが十分ではありません。

このため、当法人は各種計画の策定や実施、モニタリング等に必要な技術の向上、制度の構築等を支援しています。2023 年度は 6 カ国で 2,190 人の人材育成を行いました。

「コベネフィット型気候変動対策」クラスター

開発途上国で気候変動対策を推進するには、持続可能な開発とのシナジー効果を狙うとともにマイナスの影響を最小化する「コベネフィット型」のアプローチが重要です。

2023 年には、気候変動分野の協力実績は 2 兆円を超え、GHG 排出削減量は年間約 151 万トンを達成しています。一方で、開発途上国にとって急務である適応策は、緩和策と適応策の両方に取り組む事業を含めても金額ベースの協力実績の約 3 割にとどまり、適応策の支援拡大が引き続き重要です。このため当法人では、特に円借款での案件形成を強化するとともに、防災や水資源、農業等の分野で技術協力と無償資金協力の案件形成を一層推進していきます。

「コベネフィット型」のアプローチの例

当法人はモンゴルの首都ウランバートル市で大気環境の改善に協力しています。特に冬季の大気汚染が深刻で、その原因の一つが交通渋滞時の自動車からの排ガスです。この対策として、道路交通の信号制御システムを適切に運用するための能力向上に協力しました。具体的には同市中心部の 10 カ所の交差点を対象に信号機の時間帯別の秒数を調整し、交通状況の変化について検証しました。

その結果、信号制御の見直しにより部分的に交通渋滞が緩和する効果が得られ、これにより大気汚染物質が削減されるとともに、燃費の改善による二酸化炭素も削減されるという、環境改善と気候変動対策のシナジー効果が期待できます。

指標と目標

日本政府は、2021 年に「2021 年から 2025 年までの 5 年間に、官民合わせて 6.5 兆円相当の気候変動に関する支援を実施すること」および「気候変動の影響にぜい弱な国に対する、適応分野の支援を強化していくこと」を表明しました。また、同年、岸田総理大臣は、先進国が官民合わせて年間 1,000 億ドルを開発途上国の気候変動対策支援に動員する資金目標の達成に貢献していくため、「新たに今後 5 年間で最大 100 億ドルの追加支援を行う用意」があり、加えて「適応分野での支援を倍増し、今後 5 年間で官民合わせて約 148 億ドルの適応支援を実施していく」ことを表明しました。

¹⁴ JICA グローバル・アジェンダの枠組みの中で、効果的・効率的な目標達成及び外部資源動員による開発インパクトの拡大を目指す「事業のまとめり」

このような国際社会や日本政府のコミットメントを踏まえ、当法人は2021年に気候変動分野の課題別事業戦略である「JICA グローバル・アジェンダ」を策定しました。同グローバル・アジェンダは、各種開発課題への取組と気候変動対策を両立させることにより、パリ協定で合意された国際目標の達成と、持続可能で強じんな社会の構築の実現に貢献することを目指しています。また、2023年に日本政府が公表した「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本の投資促進パッケージ」には、当法人の取組も含まれています。

「JICA グローバル・アジェンダ」の中で掲げている目標は以下のとおりです。

目標	1. 気候変動に関する毎年1兆円程度 ¹⁵ の貢献 2. 2030年までに適応策への貢献を倍増（2019年比） 3. 2030年までに GHG 排出削減量を400万トン/年 ¹⁶
----	---

気候変動対策分野の協力実績（令和5年（暦年））

気候変動対策分野の協力総額¹⁷

2兆2,195億円

緩和策（脱炭素社会に向けた協力等）1兆4,925億円

適応策（気候変動に強じんな社会づくりへの協力等）1,288億円

緩和策・適応策横断型（緩和・適応の両方を含む包括的な協力）5,983億円

GHG 排出削減量¹⁸

約151万トン／年

主な事例

インド・西ベンガル州における気候変動対策のための森林・生物多様性保全事業（円借款）約1万トン／年

ラオス・モンsoon風力発電事業（海外投融資）約75.8万トン／年

緑の気候基金

緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）は、開発途上国の気候変動対策を資金面で支援する多国間の基金です。当法人は2017年7月に日本で初めてGCFの認証機関として認定され、GCFから資金を受託し、東ティモールとモルディブで協力を進めています。

¹⁵資金協力はコミットメントベースで技術協力は支出ベースによるものです。また、現時点での気候変動対策事業の分類基準に基づくもので、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の基準見直し等によっては、今後変更される可能性があります。

¹⁶当該暦年に新たに協力を行う事業の完成後に期待される年ごとの削減量の合計。

¹⁷技術協力は対象年における支出額（四捨五入）で、有償資金協力は承諾額、無償資金協力は贈与契約（G/A）が締結された案件の供与限度額。また、海外投融資による政府開発援助以外の政府資金（OOF：Other Official Flow）を含んでいます。

¹⁸ 当該暦年に新たに協力を行う事業の完成後に期待される年ごとの削減量の合計。

東ティモールの森林地帯コミュニティ支援 承認時期：2021 年 3 月

当法人の協力により開発された森林管理のモデルを活用し、東ティモールの 4 流域にある 74 の村落で、森林の減少抑制および再生を行います。また、自然資本に依存して生活する約 4 万 8,000 人の住民に対し、気候変動による降雨量の変化がもたらす土壌流出や収量の減少等の影響に対応できる持続可能な森林農法等を提案し、生活向上を図ります。

2023 年には GCF 資金を用いた住民参加による土地利用のルール作り等の活動を開始しました。

モルディブでの気候変動に強じんて安全な島づくり支援 承認時期：2021 年 7 月

モルディブで気候変動の影響を踏まえた海岸の保全と沿岸災害に対する強じん性・安全性の向上を目指して総合沿岸域管理計画を策定し、複数の島で地域主導型の管理体制づくりや海岸保全・防護のための対策を行います。また、災害時の情報伝達システムの構築や、関係機関職員等の能力強化を図ります。

2024 年初めには、GCF 資金を用いたプロジェクトスタッフが雇用され活動を開始しました。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) コンプライアンス

当法人は、日本の ODA の実施機関として、法令やルールへの遵守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることを目指しています。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員や ODA 事業の関係者を対象とする規程やガイドライン等を設けています。なかでも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」では、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度や、コンプライアンス委員会の設置について定めています。また、当法人の関連事業で贈収賄等の不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口等による不正腐敗防止にも取り組んでいます。

当法人のコンプライアンス・ポリシー

- 1 独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- 2 開発援助により国際経済社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- 3 開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- 4 業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- 5 広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

(2) リスク管理

中期計画等の組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保の上、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、組織や業務への影響を評価の上、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」で、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって組織的な対応を強化しています。

(3) 金融リスク管理

概要

有償資金協力業務（円借款および海外投融資）の実施にあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを伴います。当法人では一般の金融機関のリスク管理手法を参照の上、円借款債権等の適切な管理を実施しています。

具体的には、有償資金協力業務のリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置付け、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性や適正な損益水準の確保を図ることを目的として定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力の主たる業務である融資業務において、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大宗を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資については、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

● 信用格付け

当法人は独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量にも活用する等、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者をソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しも行っています。

● 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取組です。信用リスク管理の手段であり、償却や引当の適時適切な実施のためにも必要です。当法人は一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程等を整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

● 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスク計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大宗というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブ等国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）等を織り込んだ独自の信用リスク計量を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当法人の長期にわたる固定金利融資については、市場金利の変動により損失を被る金利リスクを負っていますが、政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備え等により、金利リスク吸収力を高めています。

また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じた担保徴求により、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や通貨スワップ等を利用して、回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資では、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額の大半は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国の通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクを指します。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや、予期せぬ入金遅延・支出増加に起因するリスクです。必要な資金確保ができなくなることや通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を意味します。市場流動性リスクとは、市場の混乱等に起因するリスクです。市場で取引できなくなることや通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることによる損失を意味します。

有償資金協力勘定では、資金繰りの適切な管理に加えて財政融資資金の借入、JICA 債発行等の多様な資金調達手段の確保により流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当法人では、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正等により生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

(4) 事業の安全を確保する取組

安全対策宣言を公表

2016 年 7 月 1 日にバングラデシュで発生した「ダッカ襲撃テロ事件」を契機として、2017 年 11 月に「安全対策宣言」を発表しました。さらに、2022 年の田中明彦理事長の就任後には「人命最優先」「最適な安全対策」「当事者意識」を 3 本柱とした新たな「安全対策宣言」を策定・公表し、日々の安全対策に取り組んでいます。

国外退避・国内避難等の有事対応

2023 年 4 月 13 日にスーダンで発生した同国軍と準軍事組織である即応支援部隊の軍事衝突の際には、現地に滞在する当法人の関係者の安全確保のため、JICA 本部に緊急事態対策本部を設置しました。日本政府や国際機関等と連携しつつ、当法人の関係者等の国外退避を実施しました。その他、国内あるいは国を跨ぐ武力衝突に起因して、ニジェールやブルキナファソ、イスラエルでも当法人の関係者の国外退避を行うとともに、国内の治安情勢悪化に伴い、ペルーやグアテマラで地方に滞在する当法人の関係者の首都への避難を実施しました。

ウクライナでの安定的な事業展開

2022 年のロシアによるウクライナ侵攻以降、二度の安全確認調査を実施し、首都キーウへの当法人の関係者の業務渡航に必要な安全評価と対策立案を行いました。また、ウクライナ支援を安全に実施するため、JICA ウクライナ事務所の開設に際して、アフガニスタンやイラク等安全への脅威が大きい国での取組も参考に最適な安全対策を設定し、不断に見直しを行っています。



防空壕近くの壁に描かれていたハトとヒマワリの花（キーウ市郊外安全確認調査）

ポストコロナにおける安全対策

当法人の関係者の渡航が新型コロナウイルス感染症拡大前の規模に戻りつつあるなか、各地域で発生している紛争やクーデターのほか、それらに起因する物価高騰や食料危機等も相まって、一般犯罪被害件数の増加や凶悪化が顕著になっています。

安全管理部では、当法人の関係者を対象とした多くの安全対策研修を開催しています。なかでもセルフディフェンス研修（実技）は、様々なシミュレーションを通じて己の身を守る術を学ぶ研修として毎月 1 回実施してきましたが、2024 年 2 月より毎月 2 回に増やしました。また 2023 年度には計 22 回 30 カ国に対して安全確認調査や巡回指導を実施し、各国治安情勢の確認や情報収集、対策の点検とともに、短期渡航者や海外拠点の長期滞在者の意識向上を促しました。

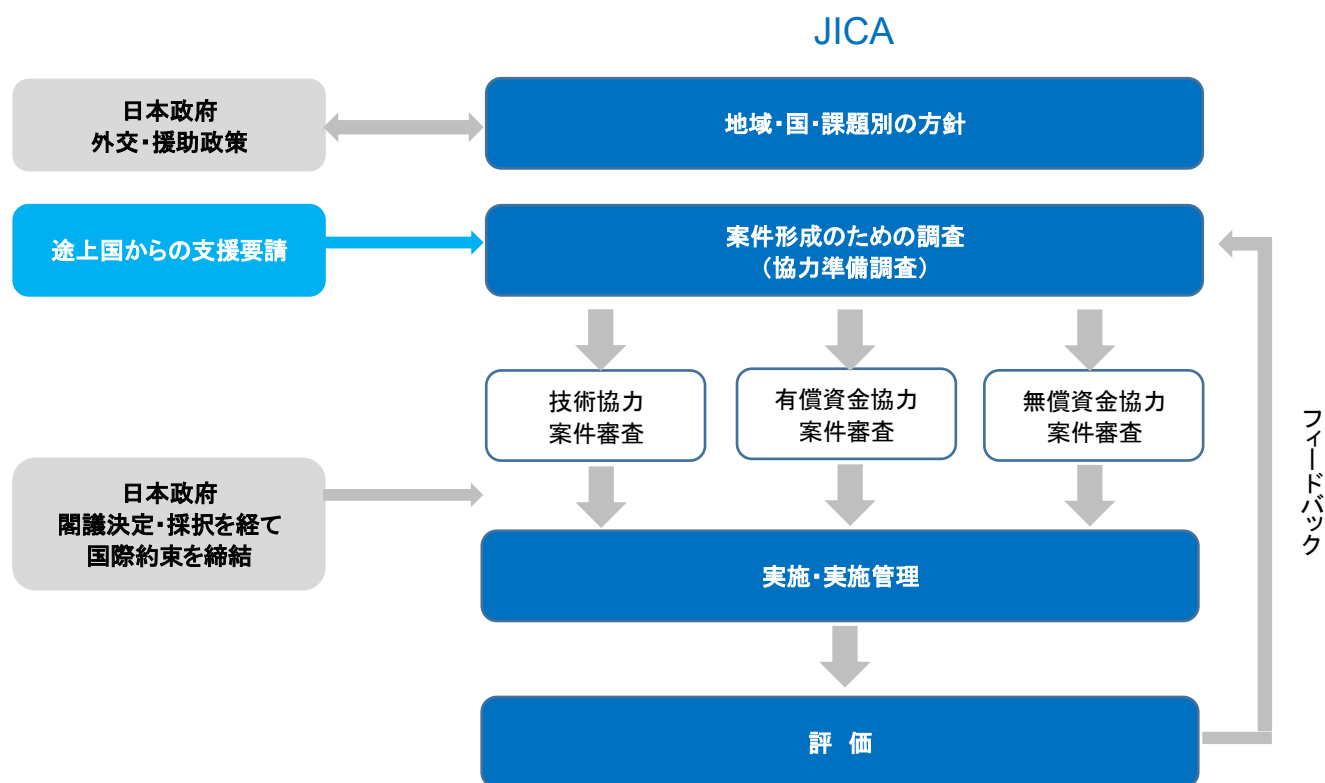
このほか、2023年度前半の犯罪被害件数の増加等を受けて、各海外拠点が実施する安全対策連絡協議会や日本国内で実施する企業向けの安全対策セミナーを通じて当法人の関係者へ注意喚起を行うとともに、当法人の本部での24時間待機体制の維持・強化にも取り組みました。



セルフディフェンス研修（実技）で実施した誘拐シミュレーション訓練

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業の PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分に果たす仕組みを導入しています。



当法人では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトの PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

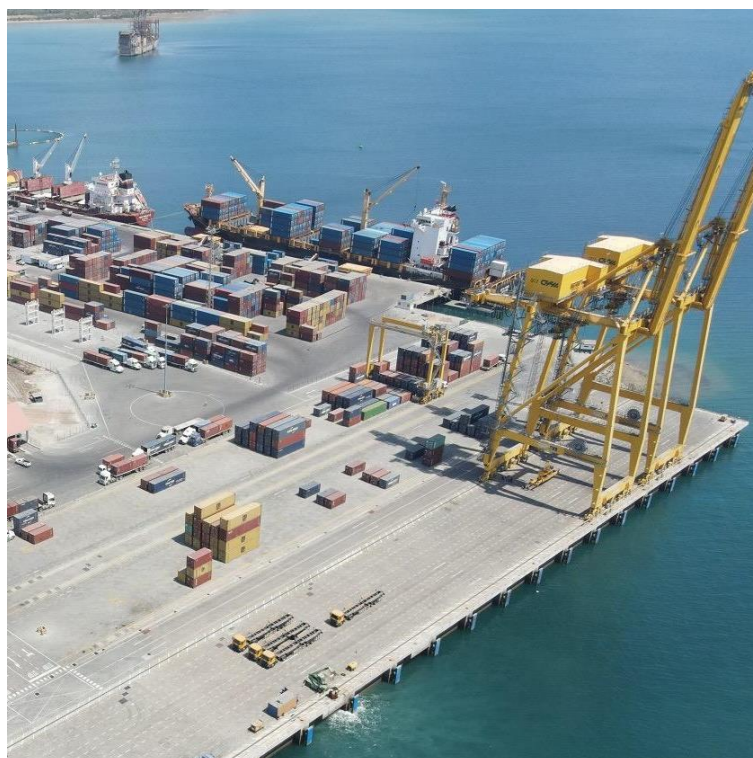
10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

2023 年度はウクライナやその周辺国において、ウクライナ南部のカホトカ・ダム決壊への緊急支援や地雷対策・がれき処理に加え、保健医療・教育・農業や ICT・テック企業支援等幅広い支援の展開、深刻な人道危機に直面しているガザへの支援、能登半島地震の被災地支援等、国内外の情勢の変化に機動的に対応しました。また、日本が議長国を務めた G7 広島サミット、日 ASEAN50 周年特別首脳会議、日 ウクライナ経済復興推進会議、第 2 回グローバル難民フォーラム等の主要な外交イベントにおける成果文書・公約等に貢献する等、日本政府の外交課題等の実現に大きく貢献しました。さらに、開発協力大綱改定を踏まえたオファー型導入等の制度改善への対応、女性・平和・安全保障（WPS）の推進、GX（グリーン・トランスフォーメーション）・DX 推進等、日本政府が進める政策課題の実現に大きく貢献しました。

その他の特筆すべき主な成果や実績は以下のとおりです。

新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅



当法人が実施したモザンビークのナカラ港開発は、南部アフリカ地域のゲートウェイとしての機能を有し、周辺国も含めた経済成長や貧困削減に貢献するものです。

[写真：五洋建設株式会社・東亜建設工業株式会社共同事業体]

開発途上国が自立的に発展するためには、人々の生活や経済活動の基盤となるインフラが不可欠です。しかし、単に多くのインフラを整備すれば「質の高い成長」を実現できるわけではなく、ソフト面の協力と組み合わせて社会課題の解決につなげることが重要です。

当法人は、環境に配慮した日本の省エネ技術の活用や、現地の工事現場における日本の安全基準の導入を通じた人材育成を行い、港湾や鉄道、空港、経済特区をはじめとする質の高いインフラの整備に取り組んでいます。

これらの協力は、地域間の連結の強化や経済社会活動の活性化を通じ、誰ひとり取り残さない「包摂性」、社会や環境への影響に配慮した「持続可能性」、自然災害等に対する「強じん性」を有することで、「質の高い成長」を実現し、地域の安定と繁栄につながります。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持



ラオスの検察官と JICA 専門家が刑法理論について意見交換している様子。

丁寧な議論を繰り返し、理解を深めることで人材育成を図っています。

「法の支配」とは、国家権力を法の下に置き、権力の濫用から特に弱い者を守り、人々の自由や権利を保障するという考え方です。各国の司法、行政、警察、メディア等が機能し、法律が正しく運用されることが、人々の権利を守ることにつながります。

当法人は、法学者、法務省、最高裁、日本弁護士連合会等と協力し、ベトナムやカンボジア、ネパール等で法制度の整備・運用改善、法曹人材の育成や司法アクセスの改善に協力しています。また、東南アジアやアフリカ等で、公共の安全を担う警察、権力を監視し正確・公平・公正な情報を発信する公共放送局、自由で公正な選挙を支える選挙管理委員会の機能強化にも取り組んでいます。

複雑化・深刻化する地球規模課題への貢献



森林火災は森林資源や生物多様性への影響だけでなく、土砂崩れ等の自然災害を招くため、早期発見・対策が重要です。写真は、西バルカン諸島の約半分を占める森林で火災が発生した後の様子。

世界各地で自然環境や人々の生活に大きな影響を及ぼしている気候変動への対応は、国際社会が連携して取り組むべき重要な地球規模課題です。

社会基盤が整っていない開発途上国は、激甚化する自然災害等の気候変動の影響への対応と、温室効果ガスの排出削減に取り組みながら、経済発展を目指さなければならず、難しい立場に置かれています。当法人は、開発と気候変動対策を同時に進める必要がある開発途上国の現場において、気候変動対策（気候便益）と開発課題の解決を両立させる取組を進め、持続的かつ気候変動の影響にも強じんな社会を構築することで、国連気候変動枠組条約を始めとする国際開発目標の達成に貢献します。

開発途上国で培った知見・経験の日本社会への環流



熊本県人吉球磨地域で、豪雨災害からの復興支援事業に参加し、伝統料理の復活を手伝う海外協力隊派遣予定者

当法人は開発協力を通じて蓄積してきた経験や知見を活用し、日本国内が抱える課題解決にも貢献しています。海外協力隊派遣予定者を対象に行っている「グローバルプログラム」もその一つです。日本国内の課題解決に関心のある希望者が、派遣前に自治体等が実施する地方創生や多文化共生の取組に参加しています。そこで得た実務経験や知見を開発途上国での活動に役立てるとともに、帰国後の国内課題解決への積極的な参加につなげています。2024年1月に発生した能登半島地震では、協力隊経験者がボランティアとして被災地に入り、在住外国人への支援に取り組みました。

また、より多くの市民が寄附を通じて国際協力に参加できるよう、寄附メニューを拡充しました。開発途上国の課題解決のほか、外国人材との共生社会の実現のために活用する寄附の受入も行っています。

(2) 自己評価

当法人の令和4年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

令和4年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト

単位：百万円

項目		自己評価	主務大臣評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
日本の国際協力の重点課題		S	S	105,509
No.1	開発途上地域の経済成長の基盤及び原動力の確保	S	S	
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A	A	
No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S	S	
No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	S	S	
No.5	地域の重点取組	S	A	
No.6	JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	S	A	8,511
No.7	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S	S	4,172
No.8	多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生へ	A	A	18,399
No.9	事業実施基盤の強化	S	S	6,109
II. 業務運営の効率化に関する事項				
No.10	組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	A	A	
No.11	業務運営の効率化、適正化	B	B	
III. 財務内容の改善に関する事項				
No.12	財務内容の改善に関する事項	B	B	
IV. 安全対策・工事安全に関する事項				
No.13	安全対策・工事安全に関する事項	A	A	
V. その他業務運営に関する重要事項				
No.14	内部統制	B	B	
No.15	組織力強化に向けた人事	A	A	

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定））

業務の業況

令和 5 年度の有償資金協力業務の実績は、円借款の融資に係る承諾件数が 43 件、承諾額が 21,258 億円、海外投融資の出融資に係る承諾件数は 13 件、承諾額は 3,385 億円となりました。また、出融資に係る実行額は円借款が 19,741 億円、海外投融資が 1,987 億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた令和 5 年度の承諾状況を地域別にみると、アジア地域への承諾額は 16,777 億円で、地域別シェアは 68.1%を占め最も多く、次いで中東地域が 3,634 億円、対象国が複数にまたぐ案件が 2,482 億円、中南米地域が 598 億円、国際機関向けが 441 億円、アフリカ地域が 377 億円、欧州地域が 335 億円、大洋州地域の実績はありませんでした。

円借款、海外投融資を合わせた国別承諾額の上位 5 カ国は、インド 8,278 億円、バングラデシュ 3,317 億円、フィリピン 2,974 億円、イラク 2,484 億円、ベトナム 1,022 億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた部門別承諾比率をみると、運輸（50.0%）、その他（14.9%）、鉱工業（9.4%）、プログラム型借款（9.1%）、電力・ガス（8.8%）、社会的サービス（6.4%）、農林・水産業（1.3%）、灌漑・治水・干拓（0.1%）の順で承諾額が多くなっています。

また、海外投融資ではドル建て出融資案件を計 12 件（アジア開発銀行（ADB）向けファンド「アジアインフラパートナーシップ信託基金 2（LEAP2）」、ウクライナ・モルドバ向けファンド「輸出志向型産業支援事業」など）、ユーロ建て出融資案件を 1 件（アフリカ地域向けファンド「東部南部アフリカ地域経済基盤整備支援事業」）を承諾しました。ドル建て借款の承諾実績はありませんでしたが、過年度承諾済み案件の貸付実行を行いました。

表 1 円借款、海外投融資を合わせた令和 5 年度 業務実績
(単位：百万円)

承諾	2,464,292
実行	2,172,853
回収	777,658
残高	17,024,858

注：残高については債権管理上の実績であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

表2 令和5年度 地域別・金融目的別承諾額

(単位：百万円)

金融目的 地域別		円借款		海外投融資		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		1,633,297	31	44,368	5	1,677,664	36
	東アジア	—	—	—	—	—	—
	東南アジア	456,171	13	5,892	1	462,063	14
	南アジア	1,140,126	17	25,876	2	1,166,002	19
	中央アジア・コーカサス	37,000	1	12,599	2	49,599	3
大洋州		—	—	—	—	—	—
中南米		25,093	2	34,747	4	59,840	6
	中米・カリブ	25,093	2	7,533	1	32,626	3
	南米	—	—	27,214	3	27,214	3
中東		363,358	4	—	—	363,358	4
欧州		33,500	2	—	—	33,500	2
アフリカ		26,455	3	11,206	1	37,661	4
国際機関等		44,100	1	—	—	44,100	1
その他		—	—	248,168	3	248,168	3
合計		2,125,803	43	338,489	13	2,464,292	56

注：「その他」は対象国が複数にまたぐ案件を指し、令和5年度は「アジアインフラパートナーシップ 信託基金2（LEAP2）」（220,947百万円）等が該当。

(3) 主務大臣による過年度の総合評価の状況

当法人の主務大臣による過年度の総合評価の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省の外務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

第4期中期目標期間					第5期中期目標期間				
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
B	A	A	A	A	A	—	—	—	—

※年度評価の総合評価における評価区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）)

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
事業益金	141,108	139,220	
雑収入	11,769	29,188	注 1
計	152,877	168,408	
支出			
事業損金	145,740	100,661	注 2
予備費	141	-	
計	145,881	100,661	

注 1 出資先の株式売却収入があったこと等のため。

注 2 不用額を生じたのは、委託民間団体等調査委託費及び委託金融機関等手数料が予定を下回ったことにより、業務委託費を要することが少なかったこと等のため。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

12. 財務諸表

財務諸表の体系内の情報の流れを明示するため、表の間でつながりのある項目に「＊」を付しており、繋がりのある項目同士で共通の番号としています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金（＊１）	510,248	１年以内償還予定財政融資資金借入金	149,592
貸付金	16,592,568	その他	105,630
貸倒引当金（△）	△ 227,003	固定負債	
その他	115,489	債券	1,473,576
固定資産		財政融資資金借入金	5,128,234
有形固定資産	9,249	その他	10,542
無形固定資産	12,913	負債合計	6,867,574
投資その他の資産		純資産の部（＊２）	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,063	資本金	
貸倒引当金（△）	△ 87,063	政府出資金	8,344,118
その他	198,906	利益剰余金	
		準備金	1,909,692
		当期末処分利益	73,486
		評価・換算差額等	17,500
		純資産合計	10,344,796
資産合計	17,212,370	負債純資産合計	17,212,370

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	133,411
経常費用（＊３）	133,363
臨時損失（＊４）	48
行政コスト合計	133,411

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（※ 3）	133,363
有償資金協力業務関係費	133,363
債券利息	42,972
借入金利息	25,949
金利スワップ支払利息	9,807
業務委託費	13,058
金融派生商品費用	15,777
物件費	17,132
その他	8,668
経常収益	206,897
有償資金協力業務収入	192,977
貸付金利息	144,059
貸倒引当金戻入	13,440
その他	35,478
その他	13,920
臨時損失（※ 4）	48
臨時利益	0
当期総利益（※ 5）	73,486

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	8,296,278	1,909,692	8,288	10,214,257
当期変動額	47,840	73,486	9,213	130,539
当期総利益（※ 5）	-	73,486	-	73,486
その他	47,840	-	9,213	57,053
当期末残高（※ 2）	8,344,118	1,983,178	17,500	10,344,796

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	139,529
貸付による支出	△ 2,153,596
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 141,879
貸付金の回収による収入	756,961
財政融資資金借入による収入	1,449,100
貸付金利息収入	134,928
その他収入・支出	94,015
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,742
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,702
資金に係る換算差額	7,665
資金増加額（又は△減少額）	134,155
資金期首残高	302,830
資金期末残高（＊６）	436,985

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（＊６）	436,985
定期預金	73,263
現金及び預金（＊１）	510,248

詳細については、財務諸表をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和5年度末現在の資産合計は17,212,370百万円と、前年度末比1,739,155百万円増となっております。これは、貸付金の増加1,467,000百万円が主な要因です。

(負債)

令和5年度末現在の負債合計は6,867,574百万円と、前年度末比1,608,616百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金の増加1,299,508百万円、債券の増加268,957百万円が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和5年度の行政コストは133,411百万円であり、主な内訳は有償資金協力業務関係費133,363百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和5年度の経常費用は133,363百万円と、前年度比20,544百万円増となっております。これは、債券利息が前年度比22,712百万円増となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和5年度の経常収益は206,897百万円と、前年度比39,726百万円増となっております。これは、貸付金利息が前年度比16,755百万円増、貸倒引当金戻入が前年度比13,440百万円増となったことが主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等48百万円を計上した結果、令和5年度の当期総利益は73,486百万円と、前年度比19,138百万円増となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和5年度末の純資産は10,344,796百万円と、前年度末比130,539百万円増となっております。これは、政府出資金47,840百万円の受入及び当期総利益73,486百万円の計上が主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは139,529百万円と、前年度比41,091百万円増となっております。これは、財政融資資金借入による収入が前年度比424,400百万円増、貸付による支出が379,830百万円増となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△60,742百万円と、前年度比60,313百万円減となっております。これは、定期預金の預入による支出が前年度比173,710百万円増、定期預金の払戻による収入が110,339百万円増となったことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは47,702百万円と、前年度比715百万円増となっております。これは、政府出資の受入による収入が前年度比750百万円増となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制強化に貢献した主要な取組、内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の開催状況）をモニタリングするとともに、内部統制上の重要課題を明確化し、理事会に対して報告しています。加えて、内部統制をテーマとした研修を実施し、全役職員等の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団（JICA）として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構（JICA）として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務
（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く）を承継

(2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）

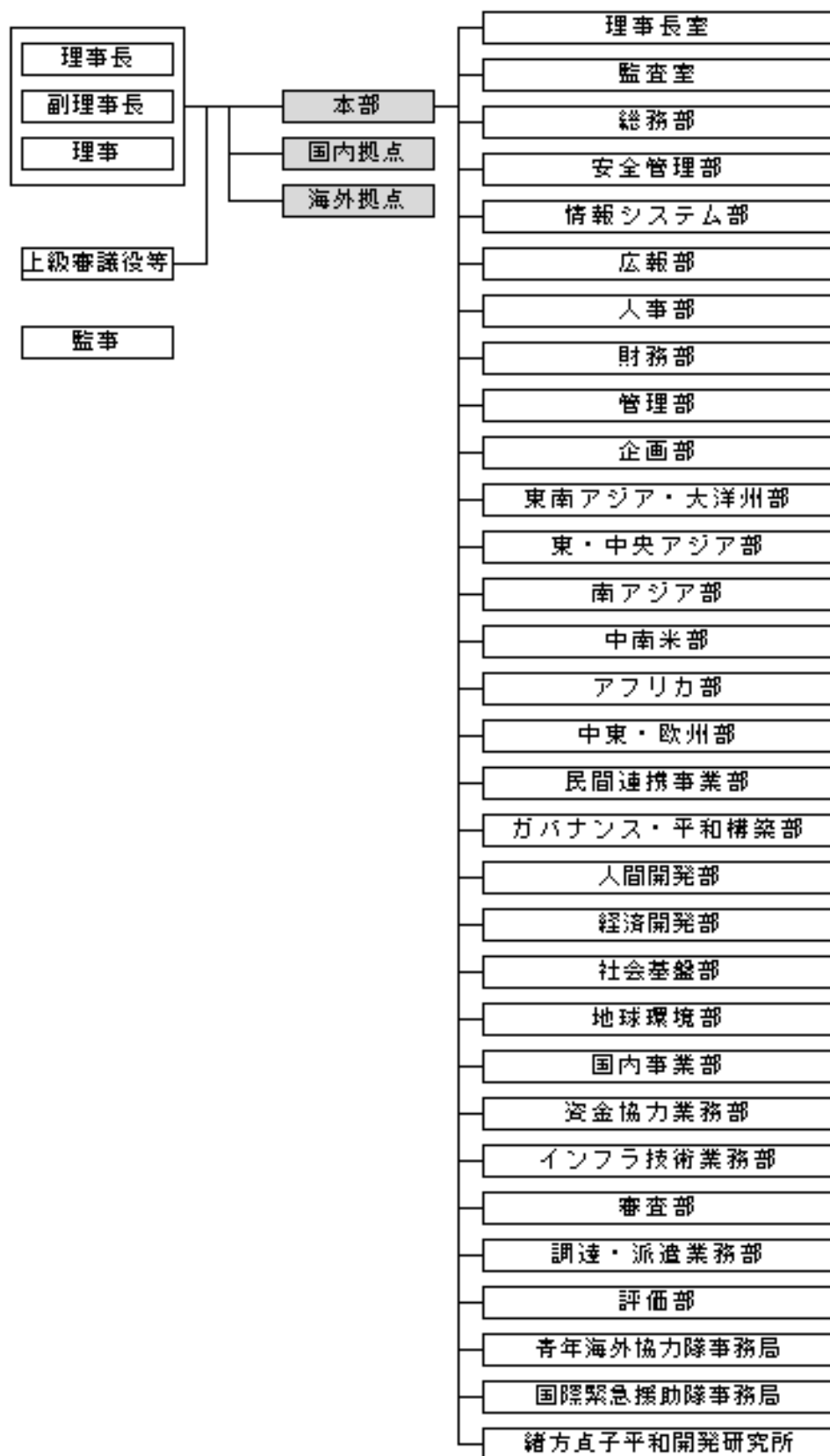
(3) 主務大臣

外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融资事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和6年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地（令和6年3月31日現在）

本部（麹町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル

本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5

北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西 20 条南 6-1-2

東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 20 階

筑波センター：茨城県つくば市高野台 3-6

東京センター：東京都渋谷区西原 2-49-5

横浜センター：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

北陸センター：石川県金沢市本町 1-5-2 リファール（オフィス棟）4 階

中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-7

関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2

中国センター：広島県東広島市鏡山 3-3-1

四国センター：香川県高松市鍛冶屋町 3 番地 香川三友ビル 1 階

九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1

沖縄センター：沖縄県浦添市字前田 1143-1

二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂 4-2

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂 15

インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ

マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール

フィリピン事務所：フィリピン マニラ

タイ事務所：タイ バンコク

カンボジア事務所：カンボジア プノンペン

ラオス事務所：ラオス ビエンチャン

東ティモール事務所：東ティモール デイリ

ベトナム事務所：ベトナム ハノイ

ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン

中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京

モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル

ブータン事務所：ブータン ティンプー

バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ

インド事務所：インド ニューデリー

ネパール事務所：ネパール カトマンズ

パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード

スリランカ事務所：スリランカ コロンボ

アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール

キルギス事務所：キルギス ビシュケク

タジキスタン事務所：タジキスタン ドウシャンベ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
フィジー事務所：フィジー スバ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
パラオ事務所：パラオ コロール
キューバ事務所：キューバ ハバナ
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア
パナマ事務所：パナマ パナマ
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ
エクアドル事務所：エクアドル キト
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ペルー事務所：ペルー リマ
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
イラン事務所：イラン テヘラン
イラク事務所：イラク バグダッド
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマッラ
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
シリア事務所：シリア ダマスカス
エジプト事務所：エジプト カイロ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
スーダン事務所：スーダン ハルツーム
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ

アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ
 カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ
 コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン
 マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
 モザンビーク事務所：モザンビーク マプト
 ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ
 セネガル事務所：セネガル ダカール
 コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ
 南スーダン事務所：南スーダン ジュバ
 ジブチ事務所：ジブチ ジブチ
 ウクライナ事務所：ウクライナ キーウ
 トルコ事務所：トルコ アンカラ
 バルカン事務所：セルビア ベオグラード
 フランス事務所：フランス パリ

(6) 関連公益法人等の情報

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	12,825,464	13,603,826	14,241,210	15,473,216	17,212,370
負債	2,910,185	3,572,931	4,131,924	5,258,958	6,867,574
純資産	9,915,279	10,030,895	10,109,285	10,214,257	10,344,796
行政コスト	86,845	101,064	129,605	112,828	133,411
経常費用	86,837	101,060	129,546	112,819	133,363
経常収益	182,486	134,070	152,414	167,170	206,897
当期総利益	95,645	33,008	22,811	54,348	73,486

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	143,706
雑収入	18,018
計	161,723
支出	
事業損金	181,993
予備費	141
計	182,134

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	
事業益金	143,706
貸付金利息	142,428
配当金収入	1,277
雑収入	18,018
運用収入	
運用収入	951
雑収入	17,067
労働保険料被保険者負担金	26
雑収入	17,041
収入合計	161,723
支出	
事業損金	181,993
役員給	54
職員基本給	2,393
職員諸手当	2,104
超過勤務手当	209
休職者給与	89
退職手当	410
諸支出金	983
旅費	1,421
業務諸費	18,680
交際費	1
税金	131
業務委託費	35,387
支払利息	118,971
債券発行諸費	1,160
予備費	141
支出合計	182,134

③ 資金計画

(単位：百万円)

支出		収入	
区分	金額	区分	金額
貸付金	2, 275, 000	前期末現金預け金	401, 581
出資金	5, 000	一般会計出資金	48, 480
民間借入金償還	263, 400	民間借入金	263, 400
財政融資資金借入金償還	149, 592	財政融資資金借入金	1, 477, 000
債券償還金	40, 500	国際協力機構債券	245, 000
固定資産取得費	1, 439	貸付回収金	742, 462
事業損金	181, 993	事業益金	143, 706
その他支出	24, 797	雑収入	18, 018
予備費	141	その他収入	6, 795
期末現金預け金	404, 579		
合計	3, 346, 441	合計	3, 346, 441

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：投資有価証券、関係会社株式、金銭の信託、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、差入保証金等

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資資金借入金：財政融資資金からの借入金

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：ヘッジ会計、投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

有償資金協力業務関係費：有償資金協力業務に要した費用

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

臨時損失：固定資産の除却損等

臨時利益：固定資産の売却益等

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、政府出資の受入による収入

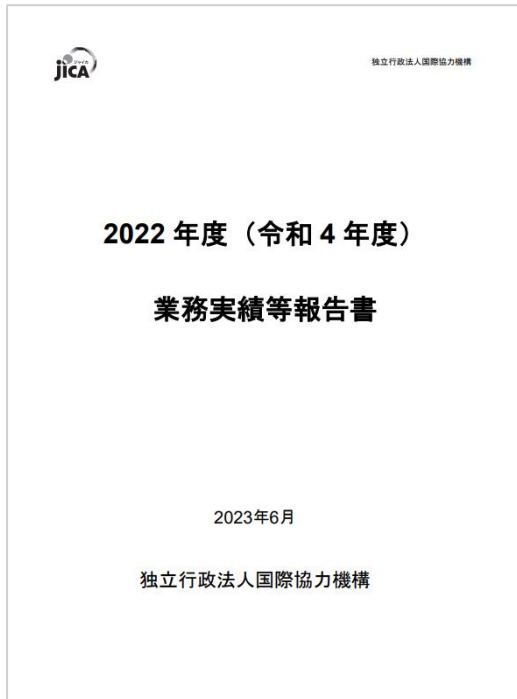
が該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html>)



こちらの QR コードからもご確認いただけます。



- ii 国際協力機構年次報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)



こちらのQRコードからもご確認いただけます。



- iii サステナビリティ・レポート (<https://www.jica.go.jp/environment/index.html>)



こちらのQRコードからもご確認いただけます。



法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	カフコジャパン投資株式会社 法人番号：8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号：-
業務概要	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 平野 智彦 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、休職出向) 監査役 野田 光地 (国際協力機構 連携協力調査員、休職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資)	(独)国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資) ↓ (出資) Karnaphuli Fertilizer Company Limited
資産	6,223,326,600 円	-
負債	20,135,333 円	-
資本金	5,023,900,000 円	-
利益剰余金	1,179,291,267 円	-
営業収入	3,753,999,333 円	-
経常損益	3,729,435,334 円	-
当期損益	3,331,084,413 円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)	897,952,867 円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,630,294,000円（前年度末からの減少額16,031,654円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日	-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	-

注) 上記金額は令和4年9月1日～令和5年8月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号：5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号：2010001017924
業務概要	ブラジル連邦共和国パラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	サウジアラビア王国東部州アルジュバル工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数14名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 斉藤 顕生 (国際協力機構 北海道センター所長、休職出向)	役員数18名 代表取締役社長 竹内 修身 常務取締役 佐藤 恭仁彦 (国際協力機構 関西センター所長、休職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム(株) (出資)	(独)国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資)
資産	54,926,515,806 円	80,763,722,219 円
負債	2,494,138,837 円	16,392,030,537 円
資本金	53,314,532,130 円	14,200,000,000 円
利益剰余金	△ 882,155,161 円	50,171,691,682 円
営業収入	0 円	9,791,420,671 円
経常損益	△ 693,787,175 円	8,512,117,366 円
当期損益	△ 2,444,690,081 円	7,310,590,303 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	△ 1,103,296,761 円	28,121,691,682 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	・株式数：496,652,800株 ・取得価額：25,066,535,300円 ・貸借対照表計上額：23,551,142,645円（前年度末からの減少額1,232,645,026円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 ・当初出資年月日：1978年8月29日	・株式数：2,107,500株 ・取得価額：7,269,880,619円 ・貸借対照表計上額：21,566,140,883円（前年度末からの増加額57,062,159円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 ・当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和5年1月1日～令和5年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和5年1月1日～令和5年12月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
事項	Eastern Petrochemical Company 法人番号： -	スマトラパルプ株式会社 法人番号： 5010001020529
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムアラエニム県におけるアカシヤマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数 6名 代表取締役社長 守安 裕之 代表取締役副社長 野田 光地 (国際協力機構 連携協力調査員、休職出向) 監査役 若林 仁 (国際協力機構 民間連携事業部審議役、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資) ↓ (出資) Eastern Petrochemical Company	(独)国際協力機構 → スマトラパルプ(株) (出資)
資産	-	12,454,744 円
負債	-	858,414,389 円
資本金	-	100,000,000 円
利益剰余金	-	△ 945,959,645 円
営業収入	-	74,873,560 円
経常損益	-	△ 21,092,871 円
当期損益	-	△ 21,272,871 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	-	△ 945,959,645 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	-	・ 株式数：114,032株 ・ 取得価額：2,758,289,455円 ・ 貸借対照表計上額：1円（前年度末からの増減なし） ・ 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・ 出資目的：パルプ生産事業資金 ・ 当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	-	該当なし

注) 上記金額は令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号：6010401022677	JSMC PANAMA S.A. 法人番号：-
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数 12名 代表取締役社長 徳田 伸一 常務取締役総務部長 河西 裕之 (国際協力機構 インド高速鉄道担当特命審議役、休職出向) 常勤監査役 西片 高俊 (国際協力機構 監査室長、休職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → 日本・サウジアラビアメタノール(株) (出資)	(独)国際協力機構 → 日本・サウジアラビアメタノール(株) (出資) ↓ (出資) JSMC PANAMA S.A.
資産	143,937,906,405 円	-
負債	66,995,386,809 円	-
資本金	2,310,000,000 円	-
利益剰余金	74,914,108,596 円	-
営業収入	50,677,488,086 円	-
経常損益	130,036,545 円	-
当期損益	△ 571,779,779 円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)	72,185,097,888 円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：23,315,915,029円（前年度末からの減少額173,266,599円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日	-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	-

注) 上記金額は令和5年1月1日～令和5年12月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
事項	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号： -	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号： -
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数 3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数 9名 Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 市口 知英 (国際協力機構 バングラデシュ事務所長、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund (出資)	(独)国際協力機構 → Ship Aichi Medical Service Limited (出資)
資産	37,881,753,392 円	6,416,800,176 円
負債	1,464,371,865 円	2,735,816,105 円
資本金	36,417,381,527 円	5,359,178,790 円
利益剰余金	△ 62,788,472 円	△ 1,678,194,719 円
営業収入	2,031,092,592 円	232,419,353 円
経常損益	360,944,560 円	△ 879,440,048 円
当期損益	360,944,560 円	△ 918,591,264 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	△ 62,788,472 円	△ 1,678,194,719 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	・株式数：6,000株 ・取得価額：6,454,158,320円 ・貸借対照表計上額：9,082,200,000円（前年度末からの増加額1,150,920,000円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：ファンド投資資金 ・当初出資年月日：2016年10月21日	・株式数：560,000株 ・取得価額：748,809,600円 ・貸借対照表計上額：536,391,121円（前年度末からの減少額52,337,694円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 ・当初出資年月日：2019年5月22日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和5年1月1日～令和5年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和4年7月1日～令和5年6月30日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)		
事項	特定非営利活動法人太陽の船復原研究所 法人番号： 8011105003937		
業務概要	(1)文化財保存・修復事業 (2)文化財に関する調査研究事業 (3)文化財に関する情報収集・提供事業		
役員氏名	役員数 11名 理事 吉村 作治		
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (特非)太陽の船復原研究所 (業務委託)		
資産	14,675,655 円		
負債	25,598,859 円		
(正味財産増減計算書)			
正味財産期首残高	-		
当期正味財産増減額			
一般正味財産増減の部			
○収益	○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等	-	
・その他の収益	・その他の収益	-	
○費用	○費用	-	
指定正味財産増減の部			
○収益	○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等	-	
・その他の収益	・その他の収益	-	
○費用	○費用	-	
正味財産期末残高	△ 10,923,204 円		
(活動計算書)			
正味財産期首残高	2,379,419 円		
当期収入合計額	40,881,253 円		
当期支出合計額	54,183,876 円		
当期収支差額	△ 13,302,623 円		
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、抛出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし		
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし		
債務保証の明細	該当なし		
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 38,974,619 円 (うち当機構取引額 29,880,196 円 76.7 %) 競争契約 (0 円 0.0 %) 企画競争・公募 (0 円 0.0 %) 競争性のない随意契約 (29,880,196 円 100.0 %) その他 (0 円 0.0 %)		

(注) 1 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計画書を作成している。

2 上記金額は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間の金額である。